

令和7年2月18日

お客様 各位

盗品買受等防止宣言のお知らせ

拝啓 ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご利用とご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の北海道内における金属窃盗の増加、また全国的な銅線ケーブルの盗難と金属くず買取時における本人確認義務付けなどの法制化に合わせ、当社としましては、盗品買受等の未然防止と迅速な被害品の回復を基本方針に定め、次のとおり「盗品買受等防止」を宣言いたしました。

つきましては、これに伴いお客様に対する本人確認や持ち込み商品に対する詳細な観察と記録などを徹底する運びとなり、皆様には何かとご不便とご迷惑をおかけいたしますが、これまで以上に社業の発展に専心努力いたす所存でございますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

株式会社鈴木商会 総務部

TEL：011-280-1281

盗品買受等防止宣言

- 1 当社は、盗品の買受等防止のため本人確認を徹底します。
- 2 当社は、売却依頼品の詳細な記録と観察、取引履歴・売却理由の確認などにより不審点の発見に努めます。
- 3 当社は、盗難の疑いのある古物又は金属くずが持ち込まれた場合は、直ちに警察当局に通報します。
- 4 当社は、有事の際に備え、警察、関係機関、同業他社との緊密な連携関係を構築します。
- 5 当社は盗品の買受等がもたらす財産的損害、人的損害、風評被害などの社員教育を徹底し、組織を挙げて盗品の買受等防止に努めます。

以 上

株式会社鈴木商会